

郵便による不在者投票制度

郵便による不在者投票は、身体に重度の障がいのある方が自宅などの場所で、投票することができる制度です。対象となる方は、次の表に該当する方、または介護保険の要介護状態区分が「要介護5」に該当する方です。

郵便による不在者投票をするためには、事前に町選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付申請をする必要があります。

詳しくは町選挙管理委員会にお問合わせください。

身体障害者手帳(障がい名)	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	×
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	△	○
免疫、肝臓の障がい	○	○	○

戦傷病者手帳(障がい名)	障がいの程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障がい	○	○	○	×
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

【問合先】町選挙管理委員会(総務課内)



1月の番組案内

【番組名】あなたのまちのリーダーに聞く

【チャンネル】12ch

岐阜近郊の市長・町長へのインタビューの様子が放送されます。(関市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・岐南町・笠松町・北方町)

【放送時間】

1月1日(月・祝) 午前6時、午後0時15分、午後9時

1月2日(火) 午前11時15分、午後5時15分、午後11時15分

1月3日(水) 午前6時、午後0時15分、午後6時15分ほか

【番組名】エリアトピックス 【チャンネル】12ch

○木曾川凧あげまつり【放送日】1月25日(木)

○ファミリーマラソン大会【放送日】1月31日(水)

【放送時間】午前6時～、午前11時～、午後8時～ほか

※荒天などにより放送内容を変更する場合があります。

医療費控除の確定申告方法変更

医療費控除を受ける場合は、確定申告の際に医療費の領収書を添付または提示いたしましたが、平成29年分の確定申告より、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、領収書の提出が不要となりました(領収書は自宅で5年間保管が必要)。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細書の記入を省略することができます。

なお、平成29年分から平成31年分までの確定申告は、従来どおり医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

詳しくは、ホームページ(国税庁で検索)をご覧ください。

【問合先】税務課

身体障害者手帳の交付を受けていない方も障害者控除の対象になる場合があります

65歳以上で身体障がい者などに準ずる方、またはその方を扶養している方は、所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

所得控除の申告には、「障害者控除対象者認定書」が必要になりますので、健康介護課へ印鑑をご持参のうえ認定書交付の申請をしてください。

なお、障害者手帳などが交付されている方は、手帳の提示で所得控除の適用を受けることができるため、認定書の交付申請は必要ありません。

【障がい者などに準ずる方】

介護保険の要介護認定調査の内容などにより、日常生活に介助を必要とし、障がいを有すると確認できる方

【障害者控除の申告が可能な方】

所得税・住民税を納めている次の方

①町から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた65歳以上の方

②同認定書の交付を受けた65歳以上の方を扶養している方

【問合先】健康介護課



住宅性能保証制度
登録店

住まいのバイオニア
総合建設請負業

安藤建設(株)

江川71
TEL 388-0077
FAX 387-1515

消火器・消防防災施工保守点検管理

SANDA
株式会社三田防災

本社 / 〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2
TEL:058-388-0607(代) FAX:058-387-5115
営業所 羽島・岐阜・名古屋・四日市